

# 官報

平成二十九年六月一日

## ○第一百九十三回 衆議院会議録 第三十号

平成二十九年六月一日(木曜日)

午後一時開議  
議事日程 第二十四号  
平成二十九年六月一日

日程第四 児童福祉法及び児童虐待の防止等に  
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
出)

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。  
午後一時二分開議  
○議長(大島理森君) 日程第一、住宅宿泊事業法案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。国土交通委員長西銘恒三郎君。

○議長(大島理森君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第二、外国為替及び外國貿易法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。経済産業委員長浮島智子君。

第一 住宅宿泊事業法案(内閣提出)  
第二 外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件  
第三 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
第四 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
日程第一 住宅宿泊事業法案(内閣提出)  
日程第二 外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件  
日程第三 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

住宅宿泊事業法案(内閣提出)  
外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

〔浮島智子君登壇〕

○浮島智子君 ただいま議題となりました承認を求める件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮をめぐる諸般の事情を総合的に勘案し、北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入を禁止する等の措置を、平成三十一年四月十三日までの間、引き続き実施することを本年四月七日の閣議において決定したため、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る五月三十日本委員会に付託され、翌三十一日、世耕経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

(号外)

官

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律案

二

〔丹羽秀樹君登壇〕

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一君。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日に高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨三十日に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○竹本直一君登壇〕

○竹本直一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第百九回国会の平成二十八年五月二十日に成立したいわゆる衆議院選挙制度改選関連法に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める等のものであります。

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第四、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 厚生労働委員長丹羽秀樹君。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔丹羽秀樹君登壇〕

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、虐待を受けている児童等の保護を図るために、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、家庭裁判所は、虐待を受けている児童等について里親委託、施設入所等の措置に関する承認の申し立てがあった場合は、都道府県等に対して、保護者に対する指導措置をとるよう勧告することができるものとすること、

第二に、二月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合は、都道府県知事等は、家庭裁判所の承認を得なければならぬものとすること、

第三に、都道府県知事等は、保護者の同意のもとで里親委託、施設入所等の措置がとられ、または一時保護が行われている場合にも、児童虐待を行つた保護者が児童の身辺につきまとつてはならないこと等を命ずることができるものとすること等であります。

本案は、去る五月十六日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十四日に塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、三十日には参考人から意見を聽取るなど審査を行い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次

ます。

○議長(大島理森君) 日程第三、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、衆議院議員選挙法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、衆議院議員選挙法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

経過した日から施行し、施行日以後初めてその期

第あります。

官報(号外)

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席國務大臣  
総務大臣 高市 早苗君  
厚生労働大臣 塩崎 恭久君  
経済産業大臣 世耕 弘成君  
国土交通大臣 石井 啓一君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る五月三十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

化學物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

官民データ活用推進基本法第八条第六項の規定に基づく世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の報告

自殺対策基本法第十一條の規定に基づく「平成二十八年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告

教育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十八年度食育推進策」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」についての文書

交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十九年度交通施策」についての文書

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」に関する報告

交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」についての文書

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」についての文書

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」についての文書

外務委員

玉城デ二一君

外務委員

武井 俊輔君

和田 義明君

厚生労働委員

武井 俊輔君

和田 義明君

一、昨五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

武井 俊輔君

和田 義明君

厚生労働委員

武井 俊輔君

和田 義明君

一、昨五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名しました。

外務委員

武井 俊輔君

和田 義明君

厚生労働委員

武井 俊輔君

和田 義明君



(質問書提出)

一、去る五月三十日、議員から提出した質問主意

書は次のとおりである。

トマス・オヘア・キンタナ国連北朝鮮人権状況

特別報告者に関する質問主意書(緒方林太郎君

提出)

ジョゼフ・カンナタチ国連人権理事会「プライ

バシーの権利」特別報告者に関する質問主意書

(緒方林太郎君提出)

国連の特別報告者と国連の総意に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

特別報告者に関する質問主意書(緒方林太郎君

提出)

「ヨゼフ・カントナチ国連人権理事会「プライ

バシーの権利」特別報告者に関する質問主意書

(緒方林太郎君提出)

国連の特別報告者と国連の総意に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

特別報告者に関する質問主意書(緒方林太郎君

提出)

座り込みで抗議する新基地反対派の市民が一般

の方々であるか否かに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

「ヨゼフ・カントナチ国連人権理事会「プライ

バシーの権利」特別報告者に関する質問主意書

(緒方林太郎君提出)

国連の特別報告者と国連の総意に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

特別報告者に関する質問主意書(緒方林太郎君

提出)

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領

した。

衆議院議員前原誠司君提出東京電力福島第一原

子力発電所事故に伴う除染事業に関する再質問

に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出中国公船から飛行し

たと見られるドローンによるわが國領空への侵

入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国連人権理事会の特

別報告者であるケナタツチ氏の書簡に対する政

府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出テロ等準備罪に対す

る国連特別報告者の書簡に関する質問に対する

答弁書

平成二十九年五月十九日提出  
質問 第三二八号

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除

染事業に関する再質問主意書

提出者 前原 誠司

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除

染事業に関する再質問主意書

平成二十九年三月二十九日提出の質問第一七

号に対する四月七日の答弁書の四において、

除染事業に関する再質問主意書

「予定価格は、それぞれの対策地域内廃棄物処理業務を適正に見積もつたものである。」と答弁されているが、同答弁書の一において示された対策地域内廃棄物処理業務ごとに予定価格を焼却施設の一日当たり処理能力で除した処理能力一トン当たりの単価は、約一億三千五百万円から約一億八千六百万円となる。これは一般廃棄物処理に係る一般的な焼却施設の一日当たり処理能力で除した処理能力一トン当たりの単価は、約一億三千五百万円から約一億八千六百万円となる。このことは到底言えないのではないか。政府の見解を示されたい。

また、各予定価格の積算において見積もつたと見られるドローンによるわが國領空への侵入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出吉野復興大臣の「指

摘要で初めてわかつた」ことに関する再質問

に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出中国公船から飛行し

たと見られるドローンによるわが國領空への侵

入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出国連人権理事会の特

別報告者であるケナタツチ氏の書簡に対する政

府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出テロ等準備罪に対す

る国連特別報告者の書簡に関する質問に対する

答弁書

めの設備の費用も明示されたい。

内閣衆質一九三第三二八号

平成二十九年五月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員前原誠司君提出東京電力福島第一原

子力発電所事故に伴う除染事業に関する再質問

に対する答弁書(別紙)

衆議院議員前原誠司君提出東京電力福島第一原

子力発電所事故に伴う除染事業に関する再質問

に対する答弁書

「予定価格との相違」については、先の答弁書

(平成二十九年四月七日内閣衆質一九三第一七

号)において、「前回答弁書」という。一つについてお示しした予定価格(消費税及び地方消費税相当する額を含む)が、前回答弁書四について

お示しした焼却施設等建設工事費、運営維持管理経費及び処理経費の合計額に環境影響調査

費用及び解体撤去費を加えて得られた額の百万円未満を切り捨て、その額に消費税及び地方消費

税に相当する額を加えて得られていることによ

るものである。

なお、お尋ねのこれらの経費の詳細な内訳に

ついては、これを公表すれば、今後、同様の事

業における契約に係る予定価格を類推されるお

それがあることから、お示しすることは差し控

えた。

一についで

お尋ねの「予定価格の水準」に係る見解につい

ては、御指摘の「一般廃棄物処理に係る一般的

な焼却施設の一日当たり処理能力で除した処理

能力一トン当たりの単価」の意味するところが

明瞭でないため、お答えすることは困難であ

る。

また、お尋ねの「見積もられた内訳の合計と

各予定価格との相違」については、先の答弁書

(平成二十九年四月七日内閣衆質一九三第一七

号)において、「前回答弁書」という。一つについてお示しした予定価格(消費税及び地方消費税相当する額を含む)が、前回答弁書四について

お示しした焼却施設等建設工事費、運営維持

管理経費及び処理経費の合計額に環境影響調査

費用及び解体撤去費を加えて得られた額の百万円未満を切り捨て、その額に消費税及び地方消費

税に相当する額を加えて得られていることによ

るものである。

なお、お尋ねのこれらの経費の詳細な内訳に

ついては、これを公表すれば、今後、同様の事

業における契約に係る予定価格を類推されるお

それがあることから、お示しすることは差し控

えた。

一についで

お尋ねの「予定価格の水準」に係る見解につい

ては、御指摘の「一般廃棄物処理に係る一般的

な焼却施設の一日当たり処理能力で除した処理

能力一トン当たりの単価」の意味するところが

明瞭でないため、お答えすることは困難であ

る。

## 二について

お尋ねの「減容化処理量」及び「放射性物質濃度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年度南相馬市対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）、平成二十五年度富岡町対策地域内廃棄物処理業務（破碎選別、減容化処理）、平成二十六年度葛尾村対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）及び平成二十六年度

浪江町対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）ごとの平成二十八年度末時点における①焼却した廃棄物の量及び②焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という）の放射能濃度（セシウム百三十四の放射能濃度とセシウム百三十七の放射能濃度との合計をいう。）をお示しすると、次のとおりである。なお、平成二十八年度末時点において、これらの業務において設置した焼却施設はいずれも正常に稼働しており、また、当該焼却施設から生じたばいじん等は、平成二十三年三月十日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）等の関係法令に従つて、適切に保管されているところである。

平成二十六年度南相馬市対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）①九万七百五十四トン②一キログラム当たり三百三十ベクレルから一万八千ベクレル 平成二十五年度富岡町対策地域内廃棄物処理業務（破碎選別、減容化処理）①十二万二千九百四十トン②一キログラム当たり二千五百ベクレルから十一万八千ベクレル

術開発を完了することが重要であるとの考えによるものであり、当該技術開発を計画的に進められる観点からのものである。なお、学識経験者で構成される「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」において、当該技術

平成二十九年五月三十日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
内閣衆質一九三第三十九号

右質問する。

平成二十九年五月三十日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
内閣衆質一九三第三十九号

衆議院議員初鹿明博君提出吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかった」とことに関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

六について  
フォローアップ除染の実施については、現場の状況に応じ個別具体的に判断する必要があるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

箇所について、汚染の広がりや程度、地形、一回目の除染で実施した手法等の諸条件を総合的に勘案し、実施の可否を判断することとしているところである。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかった」とことに関する再質問に対する答弁書

吉野復興大臣は、平成二十九年四月二十七日の衆議院東日本大震災復興特別委員会及び同日の参議院東日本大震災復興特別委員会における復興大臣就任に当たっての発言の内容について、事前に確認していたところであるが、当該発言の内容について、同大臣が同月二十八日の衆議院東日本大震災復興特別委員会において、「原発事故という言葉はございませんでしたけれども、まさに原

平成二十九年五月十九日提出  
質問 第三二九号

吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかった」とことに関する再質問主意書  
提出者 初鹿 明博

平成二十九年五月十九日提出  
吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかつた」とことに関する再質問主意書

吉野復興大臣は、平成二十九年四月二十七日の衆議院東日本大震災復興特別委員会及び同日の参議院東日本大震災復興特別委員会における復興大臣就任に当たっての発言の内容について、事前に確認していたところであるが、当該発言の内容について、同大臣が同月二十八日の衆議院東日本大震災復興特別委員会において、「原発事故とい

う言葉はございませんでしたけれども、まさに原

発事故に対応する諸施策、これをきちんと所信で述べておりますので、言葉足らずの点がございま

したら、それはことで、言葉足らずであったとい

うことを御理解願いたいと思います」と発言した

ところである。

また、一般的に、各國務大臣等は、衆議院及び

参議院の委員会におけるお尋ねの「所信発言等」の内容について、事前に確認しているところであ

る。  
また、一般的に、大臣等は所信発言等の原稿に事前に目を通さないのか。

官 報 · (号 外)

平成二十九年五月十九日提出  
質問第三三〇号

中国公船から飛行したと見られるドローンによるわが国領空への侵入に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

中国公船から飛行したと見られるドローンによるわが国領空への侵入に関する質問主意書

五月十九日 菅官房長官は記者会見で、尖閣諸島周辺の領空を中国公船より発進したとみられる小型無人機「ドローン」が飛行した違法行為(以下、「本事案」という。)について、「中国による新たな形態の行動であり、全く受け入れられない」として、中国側に厳重に抗議したことを明らかにした。

同日 稲田防衛大臣も記者会見で「領海侵入している中国公船が領空にドローンを飛行させたことは事態をさらにエスカレートさせるもので、全く受け入れられない。深刻なわが国の主権に対する侵害だ」との見解を示した。海上保安庁からドローンが飛行しているとの通報を受けた防衛省は、F-15 戦闘機、E-2C 早期警戒機、空中警戒管制機に向かわせて無線で警告を発するなどの対応をしたと承知している。

二 本事案のような事例は、過去に尖閣諸島周辺の領空で確認されているのか。それとも本事案は初めての例であるのか。

三 他国による領空侵犯の事例として、ドローンを用いたものは、尖閣諸島周辺以外に確認されたものはあるか。政府の見解を示されたい。

三 本事案が容認されないことは論を待たない

が、具体的にはどのような法令に違反するのか。政令の見解を示されど。

わられるが、効果的とは思われない。政府の見解を示さへども。

国公船から小型無人機らしき物体が我が国の領空を飛行する事案について、政府は、平成二十九年五月十八日に初めて確認した。

すれば効果的であると考えるのか

二についで  
　　外国の航空機による我が国の領空への侵犯に

十五号)第八十四条の規定に基づく領空侵犯に  
対する措置を開始して以降、平成二十九年五月  
衛隊の対応として、ドローンを撃墜することも  
できないと思われる。このような場合、航空自

十八日に確認された」についてで述べた事案（以下「本年五月十八日の事案」という。）以外、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我國の排除されないという理解でよいか。

が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確  
保を期すことを最も望むべきである。

保に関する法律の第九条の規定に基づき、本  
來、自衛権の行使には国会の承認が必要である

が、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合、例外的に自衛権の行使三及び四についてい

が許される。本事案のような場合、例外的に自  
本年五月十八日の事案についてはその詳細を

政府の見解を示されたい。  
衛権の行使が許されることは排除されないか、  
分析する必要があり、航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）を含む我が国の法令に抵触

右質問する。

內閣衆質一九三三第三〇日

平成二十九年五月三十日

內閣總理大臣 安倍晋三

參議院議員逢坂誠二君提出中國公船から飛行

たと見られるドローンによるわが国領空への

入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

別紙

衆議院議員逢坂誠一君提出中国公船から飛行機三隻を輸入するの問題

行したと見られるトローリンによるわが國領  
空への侵入に関する質問に対する答弁書  
について

点を総合考慮した上で、適切に対応してまいる所存である。

六から八までについて

政府としては、小型無人機を含めた外国の航空機による我が国の領空への侵犯に対する対処に万全を期すため、その在り方について不斷の検討を行つております。御指摘の「対応マニュアル」の存否を含め、その詳細をお答えすることは差し控えるが、本年五月十八日の事案に際しては、自衛隊法第八十四条の規定に基づき自衛隊機が中国公船に對して適切に警告を行つたところである。いざれにせよ、政府としては、本年五月十八日の事案も踏まえ、引き続き不斷の検討を行つてまいる所存である。

また、政府としては、従来から、同条の規定に基づく領空侵犯に対する措置は、国際法上認められる範囲内で行われるものであり、また、その際の武器の使用は、同条に規定する「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合にのみ許されると考えております。

九について  
お尋ねの「本事案のような場合」の趣旨が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、いかなる場合が、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに國及び國民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第四項ただし書に規定する「特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合」に該当するかについては、現実に発生した事態の個別具体的な状況により判断すべきものと考えている。

平成二十九年五月二十二日提出  
質問 第三三一號

国連人権理事会の特別報告者であるケナタチ氏の書簡に対する政府の見解に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

国連人権理事会の特別報告者であるケナタチ氏の書簡に対する政府の見解に関する質問主意書

タツチ氏の書簡に対する政府の見解に関する質問主意書

国連人権理事会の特別報告者であるケナタチ氏の書簡に対する政府の見解に関する質問主意書

五月十八日、国連人権理事会の任命した、プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタチ氏がテロ等準備罪法案は「プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとして、深刻な懸念を表明する書簡（以下、「本書簡」という。）を安倍総理に送付し、国連のウェブページでも公表した。

本書簡では、法案の「計画」や「準備行為」、「組織的犯罪集団」の文言があいまいで、恣意的な適用のおそれがあること、対象となる二百七十七の犯罪が広範で、テロリズムや組織犯罪と無関係の犯罪を多く含んでいることを指摘し、いかなる行為が処罰の対象となるかが不明確で、刑罰法規の明確性の原則に照らして問題があるとの懸念が表されている。本書簡は英語で書かれているものの、弁護士の海渡雄一氏らが日本語に訳し、公開している。

わが国は、これまで国連の特別報告者に対しては深い敬意を表しており、来日時には外務大臣が面会するなどの対応を行つてきた。他方、過去に特別報告者が公表し、指摘した事項に関して、明らかに事実誤認と思われるものもあり、それを根拠にわが国が国際社会で非難を浴びたこともある。

しかしながら、国連人権理事会の任命した特別報告者の権威は高いのであり、その報告はわが国の国際社会での地位に大きな影響を及ぼすものである。このため、本書簡についても、政府は真摯に対応すべきであり、政府の従来の見解と異なる主張あると軽んじてはならない。

このような観点から、本書簡に対する政府の見解を確認したいので、以下質問する。

一本書簡で指摘されている項目について、政府はどのような見解を持ち、具体的にケナタチ氏をどのように説得しようとするのか。以下の項目についての政府の見解を、「ご指摘は当たらぬ、適切に対処してまいりたい、意味するところが必ずしも明らかではないものの等の曖昧な表現を用いず、具体的に示されたい。

（ア）テロ等準備罪法案が法律として成立した場合、法律の広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性があると指摘されていることについての政府の見解。

（イ）テロ等準備罪法案の「別表第四」で新たに二百七十七の犯罪が处罚の対象に加わることになるが、これほどに法律の重要な部分が別表に委ねられているため、市民や専門家にとって法の適用の実際の範囲を理解することが一層困難であることと指摘されていることについての政府の見解。

（エ）テロ等準備罪法案では、捜査を開始するための要件として、対象とされた活動の実行が「計画」されるだけでなく、「準備行為」が行われることを要求していると強調しているものの、「計画」の具体的な定義について十分な説明がなく、「準備行為」は法案で禁止される行為の範囲を明確にするにはあまりにも曖昧な概念であると指摘されていることについての政府の見解。

（オ）テロ等準備罪法案では、「計画」と「準備行為」の存在と範囲を立証するためには、論理的には、起訴された者に対して、起訴に先立ち、相当程度の監視が行われることになると想定されると指摘した上で、このような監視の強化が予測されることから、プライバシーと監視に関する日本の法律に定められている保護及び救済のあり方がどのようにあるべきか指摘されていることについての政府の見解。

（カ）NGO、特に国家安全保障に関する機密性の高い分野で活動するNGOの業務に及ぼすテロ等準備罪法案の潜在的影響についての懸念が表明された上で、「組織的犯罪集団」の定義の曖昧さが、例えば国益に反する活動を行つていると考えられるNGOに対する監視などを正当化する口実を作り出す可能性があると指摘されていることについての政府の見解。

（キ）テロ等準備罪法案の起草に関する透明性の欠如、早期に、法案を採決しようとする政府の圧力によって、十分な国民的議論の促進が損なわれていると指摘されていることについての政府の見解。

（ク）NGO、特に国家安全保障に関する機密性の高い分野で活動するNGOの業務に及ぼすテロ等準備罪法案の潜在的影響についての懸念が表明された上で、「組織的犯罪集団」の定義の曖昧さが、例えば国益に反する活動を行つていると考えられるNGOに対する監視などを正当化する口実を作り出す可能性があると指摘されていることについての政府の見解。

(イ) 何が「計画」や「準備行為」を構成するのか  
という点について曖昧な定義になつていて、  
および法案別表は明らかにテロリズムや  
組織犯罪とは無関係な過度に広範な犯罪を含  
んでいるために、テロ等準備罪に関する法律  
が恣意的に適用される危険を懸念すると指摘  
されていることについての政府の見解。

(ロ) 法的明確性の原則は、刑事的責任が法律  
の明確かつ正確な規定により限定されなければ  
ならないことを求め、何が法律で禁止され  
る行為なのかについて合理的に認識できるよ  
うにし、不必要に禁止される行為の範囲が広  
がらないようにしていると指摘した上で、テ  
ロ等準備罪法案は、抽象的かつ主観的な概念  
が極めて広く解釈され、法的な不透明性をも  
たらすことから、この原則に適合しているよ  
うには見えないと指摘されていることについて  
ての政府の見解。

(ハ) 現時点のテロ等準備罪法案を分析した限  
り、この法律に抵触する行為の存在を明らか  
にするためには政府が国民の監視を強化する  
ことになるが、適切なプライバシー保護策を  
新たに導入する具体的条文や規定が新法やこ  
れに付随する措置にはないと指摘されている  
ことについての政府の見解。

(シ) 政府の監視に対する事前の令状主義を強  
化することも何ら予定されていないと批判的  
に指摘されていることについての政府の見  
解。

(ス) 国家安全保障を目的として行われる監視  
活動の実施を事前に許可するための独立した  
第三者機関を法令に基づき設置することも想  
定されていないと指摘した上で、このような

重要なチエック機関を設立するかどうかは、  
監視活動を実施する個別の機関の裁量に委ね  
られることになると批判的に指摘されている  
ことについての政府の見解。

す) 捜査当局や安全保謢機関、諜報機関の活  
動の監督について懸念があると指摘した上  
で、これらの機関の活動が適法であるか、ま  
たは必要でも相当でもない手段によりプライ  
バシーに関する権利を侵害する程度について  
どのように監督するのかを問い合わせ、懸念を表明  
している。さらに、懸念の中には、警察がG  
P S 捜査や電子機器の使用の監視などの捜査  
のために監視の許可を求めてきた際、裁判所  
による監督と検証の質の向上が必要と指摘さ  
れていることについての政府の見解。

セ) 嫌疑のかかつて個人の情報を捜索する  
ための令状を警察が求める広範な機会を与  
えることになることから、テロ等準備罪法案  
の適用は、プライバシーに関する権利に悪影響  
を及ぼすことが特に懸念されると指摘した  
上で、日本の裁判所はこれまで極めて容易に  
令状を発付し、二〇一五年に行われた通信傍  
受令状請求のほとんどが認められていると指  
摘されていることについての政府の見解。

二 一の(イ)に關連して、政府は、テロ等準備罪  
法案で定める罪について、現行制度で十分であ  
り、事前の令状主義を強化する取り組みは新た  
に行わないという理解で良いか。

三 本書簡で指摘されている事項は、衆議院法務  
委員会で民進党議員ほかから指摘してきたこ  
ととほとんど重複する。この上で、国連人権理  
事会のプライバシー権に関する特別報告者であ  
るケナタツチ氏が、国会での議論とほぼ重複す

る数多くの懸念を表明していることに対しても、  
政府はどうのように受け止めるのか。見解を示さ  
れたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三三一號  
平成二十九年五月三十日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出国連人権理事会の特  
別報告者であるケナタツチ氏の書簡に対する政  
府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送  
付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出国連人権理事会  
の特別報告者であるケナタツチ氏の書簡に  
対する政府の見解に関する質問に対する答  
弁書

一から三までについて

現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び  
犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正  
する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰  
及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一  
年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪  
処罰法」という。)第六条の二第一項又は第二項  
の罪(以下「本罪」という。)は、国際的な組織犯  
罪の防止に関する国際連合条約第五条1が定め  
る犯罪化の義務を履行するために、同条1(a)(i)  
に規定する行為を犯罪とするものであり、本罪  
においては、過去の国会における御議論を踏ま  
えて処罰の対象を限定するために、テロリズム  
集団、暴力団、薬物密売組織等の「その結合関  
係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げ

る罪を実行することにあるもの」を「組織的犯罪  
集団」と定義し、かつ、本罪の対象犯罪につき  
死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若し  
くは禁錮の刑が定められている罪のうち、我が  
国における犯罪情勢等に照らして「組織的犯罪  
集団」が関与して遂行が計画されることが現実  
的に想定されるものに限定して改正後組織的犯  
罪処罰法別表第四に掲げつつ、同表に掲げる罪  
に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の「団体」の  
活動として、当該行為を実行するための組織に  
より行われるもの又は「組織的犯罪集団」に不正  
権益を得させ、又は・・・組織的犯罪集団の不  
正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行わ  
れるもの」の遂行を「二人以上で計画」し、「その  
計画をした者のいづれかによりその計画に基づ  
き資金又は物品の手配、関係場所の下見その他  
の計画をした犯罪を実行するための準備行為が  
行われた」場合に限り処罰の対象とするものと  
しており、「組織的犯罪集団」の活動と関わりの  
ない私生活上の行為や表現行為等が処罰の対象  
となるものではないことを明確にしている。ま  
た、我が国における捜査及び公判は刑事訴訟法  
(昭和二十三年法律第百三十一号)の定める適正  
な手続に従つて行われるものであり、故意によ  
りこのような「二人以上で計画」する行為をした  
者であるとの具体的な嫌疑が存する場合でなければ  
本罪について捜査の対象となることはなく、  
令状については、請求を受けた裁判官が、独立  
した立場から慎重に審査してその発付の可否を  
判断することとなる。

お尋ねの書簡については、国際連合又はその  
機関である人権理事会の見解を述べたものでは  
なく、また、本法律案の内容等について我が国

政府から説明を受けることなく作成されたものであり、その内容には誤解に基づくと考えられる点も多いところであるが、政府としては、同書簡で示された指摘の内容を現在精査しているところであり、今後かかるべく対応する考えである。

懸念事項について、懸念を払拭するための具体的な方策について明らかにする必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

**〔別紙〕**  
衆議院議員初鹿明博君提出テロ等準備罪に対する國連特別報告者の書簡に関する質問に対する答弁書

き資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われた場合に限り処罰の対象とするものとしており、「組織的犯罪集團」の活動と関わりのない私生活上の行為や表現行為等が処罰の対象となるものではないことを明確にしている。また、我が国における捜査及び公判は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の定める適正

な手続に従つて行われるものであり、故意によ  
りこのような二人以上で計画する行為をした  
者であるとの具体的嫌疑が存する場合でなければ  
本罪について捜査の対象となることはなく、  
令状については、請求を受けた裁判官が、独立  
した立場から慎重に審査してその発付の可否を  
判断することとなる。

お尋ねの書簡については、国際連合又はその  
機関である人権理事会の見解を述べたものではな  
い。しかし、この問題は、国際連合の規約によ  
り、人権理事会が設置されたものである。

なく、また、本法律案の内容等について我が国政府から説明を受けることなく作成されたものであり、その内容には誤解に基づくと考えられる点も多いところであるが、政府としては、同書簡で示された指摘の内容を現在精査していくところであり、今後かかるべく対応する考えである。

平成二十九年五月二十二日提出  
質問第三三三号

# 国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問主意書

# 国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問主意書

# 国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問主意書

# 国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問主意書

# 国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

五月二十二日、菅官房長官は記者会見で、人権

状況などを調査・監視する国連特別報告者が「共謀罪の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案はプライバシーや表現の自由を制約するおそれがあるとの書簡を安倍晋三首相に送ったことについて、「不適切なものであり、強く抗議を行つている」と述べた。

また、菅官房長官は「特別報告者という立場は独立した個人の資格で人権状況の調査報告を行う立場であり、国連の立場を反映するものではない」と強調し、「プライバシーの権利や表現の自由などを不当に制約する恣意的運用がなされるということはまったく当たらない」との見方を示した上で、この書簡に対し「政府や外務省が直接説明する機会はない。公開書簡で一方的に発出した法案は百八十七の国と地域が締結する条約の締結に必要な国内法整備だ」と反論したと承知している。

これを踏まえて、以下質問する。

一 政府の定義では、国連人権理事会の任命する特別報告者は、「独立した個人の資格で人権状況の調査報告を行う立場であり、国連の立場を反映するものではない」ということか。政府の、国連人権理事会の任命する特別報告者に対する定義、あるいは特別報告者をどのような位置づけと考えておられるのか明らかにされたい。

二 外務省ホームページによると、平成二十八年十一月二十五日、岸信夫外務副大臣がトマス・オヘア・キンタナ国連北朝鮮人権状況特別報告者の表敬を受けたことが公表されているが、これは事実か。

三 二に関連して、「冒頭、岸外務副大臣から、本年八月の特別報告者としての就任、また、同報告者としての初の訪日を歓迎するとともに、

人権専門家として豊富な経験を有する同報告者の活動に日本として全面的に協力する旨述べました。また、日本は、同報告者とも緊密に連携しつつ、拉致問題の早期解決に向け、引き続き全力を尽くしていく旨述べました」ことが公表されているが、これは事実か。

四 政府は、安倍政権の政策を遂行するに有益な特別報告者には「同報告者とも緊密に連携しつつ、拉致問題の早期解決に向け、引き続き全力を尽くしていく」とするものの、ケナタツチ氏の書簡については、「不適切なものであり、強く抗議を行つておられる」と指摘しているが、当該特別報告者の示している見解により、政府の都合の良いようにその取扱いを変えているのではないか。見解を示されたい。

五 安倍政権の政策遂行に資するか否かに問わらず、国連人権理事会という権威ある機関の任命された特別報告者に対しては、政府は真摯に対応すべきではないか。見解を示されたい。

六 菅官房長官は、「政府や外務省が直接説明する機会はない。公開書簡で一方的に発出した」と批判しているものの、ケナタツチ書簡では、ケナタツチ氏の「各主張の正確性に關して、追加情報または見解をお聞かせください」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二十九年五月三十日)

内閣衆質一九三第三三三一号

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員逢坂誠二君提出国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問に対する答弁書

一について

二 国際連合人権理事会(以下「人権理事会」とい

供、対話を求めている。菅官房長官のいう「公開書簡で一方的に発出した」との批判は事実誤認ではないか。政府の見解を示されたい。

七 ケナタツチ書簡で要請されるような、日本政府がケナタツチ氏に「直接説明する機会」や情報を提供、対話は予定されているのか。政府の見解を示されたい。

八 国連人権理事会の特別報告者は、国際社会における「人権専門家として豊富な経験を有する」者として認められており、「同報告者の活動に日本として全面的に協力する」ことが、どのような分野の特別報告者に対してもなされるべきであろう。かかる観点からも、まずは、ケナタツチ氏の「活動に日本として全面的に協力する」と表明すべきであり、「不適切なものであり、強く抗議を行つておる」と表明することは誤りではないか。政府の見解を示されたい。

九 二及び三について

平成二十八年十一月二十五日、岸外務副大臣は、トマス・オヘア・キンタナ北朝鮮人権状況特別報告者の表敬を受けており、外務省ホームページで公開している同副大臣の発言は、御指摘のとおりである。

十 四から八までについて

現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二十九年法律第百三十六号。以下「改正後組織的な犯罪処罰法」という)第六条の二第一項又は第二項の罪(以下「本罪」という。)は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五条に規定する犯罪化の義務を履行するために、同条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とするものであり、本罪においては、過去の国会における御議論を踏まえて処罰の対象を限定するために、テロリズム集団、暴力団、薬物密売組織等の「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」を組織的犯罪集団」と定義しきつ、本罪の対象犯罪につき死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若し

くは禁錮の刑が定められてゐる罪のうち、我が国における犯罪情勢等に照らして「組織的犯罪集団」が関与して遂行が計画されることが現実的に想定されるものに限定して改正後組織的犯罪処罰法別表第四に掲げつつ、同表に掲げる罪に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は・・・組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を「一人以上で計画」し、「その計画をした者のいすれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われた」場合に限り处罚の対象とするものとしており、「組織的犯罪集団」の活動と関わりのない私生活上の行為や表現行為等が处罚の対象となるものではないことを明確にしている。また、我が国における捜査及び公判は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の定める適正な手続に従つて行われるものであり、故意によりこのような「一人以上で計画」する行為をした者であるとの具体的な嫌疑が存する場合は本罪について捜査の対象となることはなく、令状については、請求を受けた裁判官が、独立した立場から慎重に審査してその発付の可否を判断することとなる。

お尋ねのジョゼフ・カンナタチ特別報告者の書簡は、我が国政府からの事前の説明の機会を設けることなく公開書簡として一方的に発出されたものであり、本罪について、テロ及び組織犯罪と無関係と思われる広汎な罪が対象犯罪とされており、かつ、その成立要件があいまい

で、恣意的な適用の危険性が懸念される旨を述べるなど、その内容には誤解に基づくと考えられる点も多く、我が国政府として受け入れ難い内容のものであつたことから、同特別報告者に對し、このような内容の書簡を一方的に公開書簡として発出したことは不適切である旨を指摘して強く抗議したものであり、「政府の都合の良いようにその取扱いを変えている」あるいは「菅官房長官のいう「公開書簡で一方的に発出した」との批判は事実誤認ではないかとの御指摘は当たらない。

その上で、お尋ねの書簡については、国際連合又はその機関である人権理事会の見解を述べたものではなく、また、先に述べたとおりその内容には誤解に基づくと考えられる点が多い。政府としては、同書簡で示された指摘の内容を現在精査しているところであり、今後かかるべく対応する考えである。

**第四節 雜則（第十八条—第二十一条）**

**第三章 住宅宿泊管理業**

**第一節 登録（第二十二条—第二十八条）**

**第二節 業務（第二十九条—第四十条）**

**第三節 監督（第四十一条—第四十五条）**

**第四章 住宅宿泊仲介業**

**第一節 登録（第四十六条—第五十二条）**

**第二節 業務（第五十三条—第六十条）**

**第三節 監督（第六十一条—第六十六条）**

**第五章 雜則（第六十八条—第七十一条）**

**第六章 罰則（第七十二条—第七十九条）**

**附則**

**第一章 総則（目的）**

第一条 この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これら事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつゝ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいすれにも該当する家屋をいう。

一 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するための必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。

二 この法律において「住宅宿泊管理業者」とは、第二十二条第一項の登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者をいう。

三 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、この法律において「住宅宿泊管理業者」とは、次に掲げる行為をいう。

四 この法律において「住宅宿泊事業」とは、

五 第五条から第十条までの規定による業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅（次条第一項の届出に係る住宅をいう。以下同じ。）の維持保全に関する業務をいう。

六 この法律において「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から第十一条第一項の規定による委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいう。

七 この法律において「住宅宿泊管理業者」とは、第二十二条第一項の登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者をいう。

八 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、

と。

二

と。

現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であつて、人の居住の用に供されると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。

この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に入を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超えないものをいう。

この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。

この法律において「住宅宿泊管理業務」とは、第五条から第十条までの規定による業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅（次条第一項の届出に係る住宅をいう。以下同じ。）の維持保全に関する業務をいう。

この法律において「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から第十一条第一項の規定による委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいう。

この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、第二十二条第一項の登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者をいう。

この法律において「住宅宿泊管理業」とは、この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、次に掲げる行為をいう。

(号外)

一 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為	二 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
9 この法律において「住宅宿泊仲介業」とは、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行業者(第十二条及び第六十七条において単に「旅行業者」という。)以外の者が、報酬を得て、前項各号に掲げる行為を行う事業をいう。	10 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、第四十六条第一項の登録を受けて住宅宿泊仲介業を営む者をいう。
第二章 住宅宿泊事業	第一節 届出
(届出)	(号外)
第三条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)であつて、その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。第七項並びに同条第一項及び第二項を除き、以下同じ。)に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかるわらず、住宅宿泊事業を営むことができるとする。	4 住宅宿泊事業者は、第二項第一号から第三号まで、第五号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときはその日から三十日以内に、同項第六号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2 前項の届出をしようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、住宅	5 第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
6 住宅宿泊事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その日(第一号の場合にあつては、その事實を知つた日)から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	6 住宅宿泊事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その日(第一号の場合にあつては、その事實を知つた日)から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
7 都道府県知事は、第一項、第四項又は前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る住宅が保健所設置市等(その長が第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものを除く。)の区域内に所在するときは、滞在なく、その旨を当該保健所設置市等の長に通知しなければならない。	7 法人であつて、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者がある第一項第七号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者
第五条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、(宿泊者の衛生の確保)	第二節 業務

各居室(住宅宿泊事業の用に供するものに限る。第十一條第一項第一号において同じ。)の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃その他の宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

## 必要な事項の説明

業者へは、国土交通省令・厚生労働省令で  
泊泊事業者から請求があつたが、  
土交通省令・厚生労働省令では  
なければならない。

二 届出住宅に人を宿泊させる間 不在(一時  
るおそれがないものとして国土交通省令・厚  
生労働省令で定める居室の数を超えるとき。

方勵省令で定める  
之府県知事に報告

生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

(宿泊者の安全の確保)  
第六条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示その他火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置であつて国土交通省令で定めるものを講じなければならない。  
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)  
第七条 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客であ

2 居住宿泊事業者等の定めるところにより、宿泊者に文書を交付するものに付し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の  
の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の  
防止に関する必要な事項であつて国土交通省令・  
厚生労働省令で定めるものについて説明しなければならない。

（苦情等への対応）

し、届出住宅との距離その他の事情を基準として、  
業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊管理  
事業を営む住宅宿泊事業者については、適用し  
く。)。

第五条から前条までの規定は、住宅宿泊管理  
事業を営む住宅宿泊事業者についても、適用する。  
ない。

は、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべき」と命ずることができる。

(業務停止命令等)

い。る宿泊者に対し、届出住宅の設備の使用方法に関する外國語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外國語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であつて国土交通省令で定めるものを講じなければならぬ。

**第十条** 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(住宅宿泊管理業務の委託)

**第十一條** 住宅宿泊事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、当該届出住宅に係

（宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託）  
第十二条 住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約（宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供に係る契約をいう。）の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならぬ。

都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営業の規定による命令に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

(宿泊者名簿の備付け等)  
第八条 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより届出住宅その他宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならぬ。

る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理業者に委託しなければならない。ただし、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者である場合において、当該住宅宿泊事業者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うときは、この限りでない。

一 届出住宅の居室の数が、一の住宅宿泊事業者が各居室に係る住宅宿泊管理業務の全部を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずる

(標識の掲示)  
第十三条 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、  
公衆の見やすい場所に、国土交通省令・厚生労  
働省令で定める様式の標識を掲げなければなら  
ない。

したときは、逕達なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

**第十七条** 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設





(証明書の携帯等)

第三十七条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることとを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 住宅宿泊管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅宿泊事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十八条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所又は事務所に、その業務に関する帳簿を備え付け、届出住宅ごとに管理受託契約について契約年月日その他の国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(標識の掲示)

第三十九条 住宅宿泊管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならぬ。

(住宅宿泊事業者への定期報告)

第四十条 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊管理業務の実施状況その他の国土交通省令で定める事項について、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、住宅宿泊事業者に報告しなければならない。

### 第三節 監督

(業務改善命令) 第四十二条 國土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認める

平成二十九年六月一日 衆議院会議録第三十号

ときは、その必要の限度において、住宅宿泊管

理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、国土交通

大臣は、都道府県知事に対し、遅滞なく、当該

命令をした旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業(第三十六

条において準用する第五条から第十条までの規

定による業務に限る。第四十五条第二項において同じ。)の適正な運営を確保するため必要があ

ると認めるときは、その必要の限度において、

住宅宿泊管理業者(当該都道府県の区域内にお

いて住宅宿泊管理業を営む者に限る。次条第二

項及び第四十五条第二項において同じ。)に対

し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善

に必要な措置をとるべきことを命ずることがで

きる。この場合において、都道府県知事は、國

土交通大臣に対し、遅滞なく、当該命令をした

旨を通知しなければならない。

(登録の取消し等)

第四十二条 國土交通大臣は、住宅宿泊管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて

その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第一項各号(第三号を除く。)の

いづれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二十二条第一項の登録を受けたとき。

三 その営む住宅宿泊管理業に関する法令又は前

条第一項若しくはこの項の規定による命令に

違反したとき。

四 都道府県知事から次項の規定による要請があ

ったとき。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業者が第三十

六条において準用する第五条から第十条までの規

定に違反したとき、又は前条第二項の規定によ

る命令に違反したときは、国土交通大臣に対

し、前項の規定による処分をすべき旨を要請す

ることができる。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による命令を

受けたから一年以内に業務を開始せず、又は引

き続き一年以上業務を行っていないと認めるときには、その登録を取り消すことができる。

5 第二十五条第二項の規定は、第一項又は前項

の規定による処分をした場合について準用す

る。

(登録の抹消)

第四十三条

國土交通大臣は、第二十二条第二項

若しくは第二十八条第二項の規定により登録が

その効力を失つたとき、又は前条第一項若しく

は第四項の規定により登録を取り消したとき

は、当該登録を抹消しなければならない。

2 第二十六条第三項の規定は、前項の規定によ

る登録の抹消について準用する。

(監督処分等の公告)

一 第二十五条第一項各号(第三号を除く。)の

いづれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二十二条第一項の登録

を受けたとき。

三 その営む住宅宿泊管理業に関する法令又は前

条第一項若しくはこの項の規定による命令に

違反したとき。

(報告徵収及び立入検査)

第四十五条 國土交通大臣は、住宅宿泊管理業の

適正な運営を確保するため必要があると認める

ときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に

関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管

理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入

り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類そ

の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問

させることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊管理業の適正な運

営を確保するため必要があると認めるときは、

住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告

を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の

営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その

業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物

件を検査させ、若しくは関係者に質問させるこ

とができる。

第四章 住宅宿泊仲介業

### 第一節 登録

(登録)

第四十六条 觀光庁長官の登録を受けた者は、旅

行業法第二条の規定にかかるらず、住宅宿泊仲

介業を営むことができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けな

ければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同

項の期間(以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請

に対する処分がされないとときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす。	5 第二項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
(登録の申請)	(登録の拒否)
第四十七条 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下この章及び第七十二条第二号において同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。	第四十九条 観光庁長官は、第四十六条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四十七条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その役員の氏名 三 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 四 営業所又は事務所の名称及び所在地	一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 三 第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを除む。)
第五十条 住宅宿泊仲介業者は、第四十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。	第五十二条 住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当する者として国土交通省令で定める理由がある者として国土交通省令で定めるもの
(登録簿への記載等)	(住宅宿泊仲介業者登録簿の閲覧)
第四十八条 観光庁長官は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次に掲げる事項を住宅宿泊仲介業者登録簿に登録しなければならない。	第五十三条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
四 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法律による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律若しくは旅行業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外罰の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることとなつたときは、第四十六条第一項の登録は、その効力を失う。	第五十四条 第四十七条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。
2 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第七号又は第八号に該当する場合を除き、当該事項を住宅宿泊仲介業者登録簿に登録しなければならない。	第五十五条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者登録簿を一般的閲覧に供しなければならない。

## 第二節 業務

## (業務処理の原則)

第五十三条 住宅宿泊仲介業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

## (名義貸しの禁止)

第五十四条 住宅宿泊仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に住宅宿泊仲介業を営ませてはならない。

## (住宅宿泊仲介業約款)

第五十五条 住宅宿泊仲介業者は、宿泊者と締結する住宅宿泊仲介業務に関する契約(第五十七条第一号及び第五十九条第一項において「住宅宿泊仲介契約」という)に関し、住宅宿泊仲介業約款を定め、その実施前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の住宅宿泊仲介業約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該住宅宿泊仲介業者に対し、相当の期限を定めて、その住宅宿泊仲介業約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 宿泊者の正当な利益を害するおそれがあるものであるとき。

二 住宅宿泊仲介業務に関する料金その他の宿泊者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに住宅宿泊仲介業者の責任に關する事項が明確に定められていないとき。

3 観光庁長官が標準住宅宿泊仲介業約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む)において、住宅宿泊仲介業者が、標準住宅宿泊仲介業約款と同一の住宅宿泊仲介業約款を定め、又は現に定めている住宅宿泊仲介業

約款を標準住宅宿泊仲介業約款と同一のものに変更したときは、その住宅宿泊仲介業約款につ

いては、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 住宅宿泊仲介業者は、国土交通省令で定めるところにより、住宅宿泊仲介業約款を公示しなければならない。

## (住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示等)

第五十六条 住宅宿泊仲介業者は、その業務の開始前に、国土交通省令で定める基準に従い、宿泊者及び住宅宿泊仲介業者から收受する住宅宿泊仲介業務に関する料金を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

## (不当な勧誘等の禁止)

2 住宅宿泊仲介業者は、前項の規定により公示した料金を超えて料金を收受してはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

(第五十七条 住宅宿泊仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 住宅宿泊仲介契約の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、宿泊者に対して、当該住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、住宅宿泊仲介契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 第三十三条第二項の規定は、宿泊者に対する前項の規定による書面の交付について準用する。

## (標識の掲示)

(第六十条 住宅宿泊仲介業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならぬ。

2 住宅宿泊仲介業者は、国土交通省令で定めるところにより、登録年月日、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を電磁的方法により

介業務に関連して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 宿泊者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うこと

に関し便宜を供与すること。

2 宿泊者に対し、法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。

3 前二号があつせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

4 前二号に掲げるもののほか、宿泊者の保護に欠け、又は住宅宿泊仲介業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為

(第五十九条 住宅宿泊仲介業者は、住宅宿泊仲介契約を締結しようとするときは、宿泊者に対して、当該住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、

契約を締結しようとするときは、宿泊者に対して、当該住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、前項の規定は、外国住宅宿泊仲介業者について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

## (登録の取消し等)

第六十二条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十九条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当したこととなつたとき。

2 不正の手段により第四十六条第一項の登録を受けたとき。

## (第三条 その営む住宅宿泊仲介業に該当する行為又は前

条第一項若しくはこの項の規定による命令に違反したとき。

公示することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

第三節 監督

## (業務改善命令)

第六十一条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊仲介業者(国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において住宅宿泊仲介業を営む者(以下「外国住宅宿泊仲介業者」といふ。)を除く。以下同じ。)に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、外国住宅宿泊仲介業者について準用する。

けてから一年以内に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行つてないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

3 第四十九条第二項の規定は、前二項の規定による処分をした場合について準用する。

第六十三条 観光庁長官は、外国住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当するとき。

二 その営む住宅宿泊仲介業に關し法令に違反したとき。

三 第六十一条第二項において読み替えて準用する同条第一項又はこの項の規定による請求に応じなかつたとき。

四 観光庁長官が、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めて、外国住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、外国住宅宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

五 第四項の規定による費用の負担をしないときは、観光庁長官は、外国住宅宿泊仲介業者に關し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊仲介業の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検

を受けてから一年以内に業務を開始せず、又は引き続き一年以上業務を行つてないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

3 第四十九条第二項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は第一項の規定による業務の停止の請求をした場合について準用する。

4 第一項第四号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国住宅宿泊仲介業者の負担とする。（登録の抹消）

第六十四条 観光庁長官は、第四十六条第一項若しくは第五十二条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第六十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分等の公告）

第六十五条 観光庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第六十二条第一項又は第二項の規定による処分をしたとき。

二 第六十三条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消し又は同条第一項の規定による業務の停止の請求をしたとき。

（報告徵収及び立入検査）

第六十六条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を

査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

2 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（第四節 旅行業法の特例）

第六十七条 旅行業者が旅行業法第二条第一項第四号に掲げる旅行業（同条第三項に規定する旅行業をいう。）として第二条第八項第二号に掲げる行為を取り扱う場合における同法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「旅行者」とあるのは、「旅行者及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第 号）第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者」とする。

（第五章 雜則）

第六十八条 保健所設置市等及びその長による住宅宿泊事業等関係行政事務の処理

（保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務（第二章（第三条第七項を除く。）及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下同じ。）を処理することができる。以下同じ。）を処理することができる。

（省令への委任）

第六十九条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。（権限の委任）

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令、国土交通省令又は厚生労働省令で定める。

（経過措置）

第七十一条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（第六章 罰則）

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一項の規定に違反して、住宅宿泊管理業を営んだ者

二 不正の手段により第二十二条第一項又は第

四十六条第一項の登録を受けた者

三 第三十条又は第五十四条の規定に違反し

て、他人に住宅宿泊管理業又は住宅宿泊仲介業を営ませた者

公示しなければならない。

4 保健所設置市等及びその長が第一項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する場合における住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令・厚生労働省令で定める。





<p>(四) 住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため、国土交通大臣等による監督の規定を設けること。</p> <p>3 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設</p> <p>(一) 観光庁長官の登録を受けた者は、旅行業法の規定にかかるわらず、住宅宿泊仲介業を営むことができ、五年ごとの更新制とすること。</p> <p>(二) 住宅宿泊仲介業者は、宿泊者に対し、住宅宿泊仲介契約の内容等について書面を交付して説明しなければならないこと。</p> <p>(三) 住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため、観光庁長官による監督の規定を設けること。</p>	<p>〔別紙〕 住宅宿泊事業法案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。 一 これまで、いわゆる民泊については、その実態が十分把握されてこなかつたことから、本法施行後、住宅宿泊事業者の家主居住型・家主不在型それれについて、住宅提供者・宿泊日数等の実態把握を行うこと。また、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者に対する適正な規制が課せるよう宿泊日数等の実態把握を行い、違法民泊の取締りに努めること。</p> <p>二 政府は、適正な住宅宿泊事業を行わせるため、十分な指導・監督を地方自治体が行えるよう保健所等の人員確保・体制の構築に対し、財源を含めて必要な措置を講じること。</p> <p>この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p> <p>議案の可決理由</p> <p>訪日外国人旅行者が急増する中、民泊サービスの適正な業務運営を確保しつつ、国内外から観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応するため、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p>
<p>六 周辺住民の不安を取り除くため、安全・衛生管理・防火・騒音等の対策について関係省庁は十分な連携を図ること。</p> <p>七 訪日外国人観光客が急増する中、健全な民泊の普及を図り、観光産業の更なる発展のため、本法の趣旨を広く国民に周知すること。</p>	<p>五 政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていることを踏まえ、本法の施行状況について、課題があると認める場合に講じようとする本件は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>右報告する。</p>
<p>八 〔別紙〕 住宅宿泊事業法案及び承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件及び同報告書 平成二十九年五月三十一日 国土交通委員長 西鉢恒三郎</p> <p>衆議院議長 大島 理森殿</p>	<p>九 〔別紙〕 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件</p> <p>右 内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>平成二十九年四月十八日</p> <p>十 〔別紙〕 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件 件(内閣提出に関する報告書)</p> <p>十一 〔別紙〕 外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外國貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十九年四月七日閣議決定)に基づき、平成二十九年四月十四日から平成三十一年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域と仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域と仕向地とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置、法第五十六条の規定による北朝鮮と第三国との間の貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置及び同法第五十二条第六項の規定による北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。</p>



官 報 (号 外)

北五丁目、西町北六丁目、西町北七丁目、西町北八丁目、西町北九丁目、西町北十丁目、西町北十一丁目、西町北十二丁目、西町北十三丁目、西町北十四丁目、西町北十五丁目、西町北十六丁目、西町北十七丁目、西町北十八丁目、西町北十九丁目、西町北二十丁目、西野一条二丁目、西野一条三丁目、西野一条四丁目、西野一条五丁目、西野一条六丁目、西野一条七丁目、西野一条八丁目、西野一条九丁目、西野二条一丁目、西野二条二丁目、西野二条三丁目、西野二条四丁目、西野二条五丁目、西野二条六丁目、西野二条七丁目、西野二条八丁目、西野二条九丁目、西野二条十丁目、西野三条一丁目、西野三条二丁目、西野三条三丁目、西野三条四丁目、西野三条五丁目、西野三条六丁目、西野三条七丁目、西野三条八丁目、西野三条九丁目、西野三条十丁目、西野四条一丁目、西野四条二丁目、西野四条三丁目、西野四条四丁目、西野四条五丁目、西野四条六丁目、西野四条七丁目、西野四条八丁目、西野四条九丁目、西野四条十丁目、西野五条一丁目、西野五条二丁目、西野五条三丁目、西野五条四丁目、西野五条五丁目、西野五条六丁目、西野五条七丁目、西野六条一丁目、西野六条二丁目、西野六条三丁目、西野六条四丁目、西野六条五丁目、西野六条六丁目、西野六条七丁目、西野六条八丁目、西野六条九丁目、西野六条十丁目、

第一区に属しない区域	札幌市	第二区
別表第一「北海道第四区の項中「札幌市」を西に改め、同表北海道第六区の項を次のように改める。」	札幌市	札幌市
旭川市 士別市 名寄市 富良野市	旭川市 士別市 名寄市 富良野市	東区
北海道上川総合振興局管内	北海道上川総合振興局管内	東区
別表第一「北海道第十区の項中「北海道上川総合振興局管内」及び「北海道宗谷総合振興局管内」を削り、同表北海道第十二区の項を次のように改める。」	幌加内町 幌延町	第六区
旭川市 士別市 名寄市 富良野市	幌加内町 幌延町	第六区
北海道宗谷総合振興局管内	北海道宗谷総合振興局管内	第六区
「内」を削り、「内」を削り、同表北海道第十二区の項を次のように改める。	「内」を削り、「内」を削り、同表北海道第十二区の項を次のように改める。	第六区
第十二区	第十二区	第六区
北見市 網走市 稚内市 紋別市	北見市 網走市 稚内市 紋別市	第七区
北海道宗谷総合振興局管内	北海道宗谷総合振興局管内	第七区
別表第一「岩手県第一区の項から岩手県第三区の項までを次のように改める。」	別表第一「岩手県第一区の項から岩手県第三区の項までを次のように改める。」	第七区
第一区	第一区	第七区
大船渡市 宮古市 盛岡市 紫波郡	大船渡市 宮古市 盛岡市 紫波郡	第二区
久慈市 遠野市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 花巻市 北上市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	久慈市 遠野市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 花巻市 北上市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	第二区
別表第一「青森県第四区の項を削る。」	別表第一「青森県第四区の項を削る。」	第二区
第一区	第一区	第二区
富谷市 塩竈市 多賀城市	富谷市 塩竈市 多賀城市	第四区
別表第一「青森県第一区の項から青森県第三区の項までを次のように改める。」	別表第一「青森県第一区の項から青森県第三区の項までを次のように改める。」	第四区
第一区	第一区	第四区
木原市役所大平総合支所管内 木原市役所藤岡総合支所管内 木原市役所都賀総合支所管内	木原市役所大平総合支所管内 木原市役所藤岡総合支所管内 木原市役所都賀総合支所管内	木原市
真岡市 小山市	真岡市 小山市	木原市
別表第一「宮城県第一区の項中「太白区」を「白石市」に改め、同表宮城県第三区の項中「太白区」に改め、同表宮城県第四区の項を次のように改める。」	別表第一「宮城県第一区の項中「太白区」を「白石市」に改め、同表宮城県第三区の項中「太白区」に改め、同表宮城県第四区の項を次のように改める。」	木原市
第一区	第一区	木原市
利府町 黒川郡 大和町 大衡村 加美郡 別表第一「宮城県第五区の項中「牡鹿郡」を「宮城郡」に改め、同表宮城県第六区の項中「吉郡」を削る。」	利府町 黒川郡 大和町 大衡村 加美郡 別表第一「宮城県第五区の項中「牡鹿郡」を「宮城郡」に改め、同表宮城県第六区の項中「吉郡」を削る。」	木原市
久慈市 遠野市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 花巻市 北上市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 別表第一「茨城県第一区の項中「御前山総合支所管内」を「御前山支所管内」に改める。」	久慈市 遠野市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 花巻市 北上市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 別表第一「茨城県第一区の項中「御前山総合支所管内」を「御前山支所管内」に改める。」	木原市
宮城郡 七ヶ浜町 野辺地町 横浜町 六ヶ所村 下北郡 八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 七戸町 六戸町 東北町 五所川原市 黒石市 弘前市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 別表第一「岩手県第一区の項を削る。」	宮城郡 七ヶ浜町 野辺地町 横浜町 六ヶ所村 下北郡 八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 七戸町 六戸町 東北町 五所川原市 黒石市 弘前市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 別表第一「岩手県第一区の項を削る。」	木原市
本吉郡 吉郡 別表第一「福島県第三区の項中「西白河郡」を「西白河郡」に改め、同表福島県第四区の項中「矢吹町」を「大沼郡」に改める。」	本吉郡 吉郡 別表第一「福島県第三区の項中「西白河郡」を「西白河郡」に改め、同表福島県第四区の項中「矢吹町」を「大沼郡」に改める。」	木原市
利府町 黒川郡 大和町 大衡村 加美郡 別表第一「宮城県第五区の項中「牡鹿郡」を「宮城郡」に改め、同表宮城県第六区の項中「吉郡」を削る。」	利府町 黒川郡 大和町 大衡村 加美郡 別表第一「宮城県第五区の項中「牡鹿郡」を「宮城郡」に改め、同表宮城県第六区の項中「吉郡」を削る。」	木原市

官 報 (号 外)







官報(号外)

別表第一神奈川県第十区の項中「今井」及び  
「井田三舞町、井田杉山町」を削り、同表神奈  
川県第十三区の項を次のように改める。

第十三区

大和市  
海老名市  
座間市

入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入

谷四丁目、入谷五丁目、栗原、栗原中央一

丁目、栗原中央二丁目、栗原中央三丁目、

栗原中央四丁目、栗原中央五丁目、栗原中

央六丁目、小松原一丁目、小松原二丁目、

さがみ野一丁目、さがみ野二丁目、さがみ

野三丁目、座間、座間一丁目、座間二丁

目、座間入谷、新田宿、相武台一丁目、相

武台二丁目、相武台三丁目、相武台四丁

目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台

三丁目、西栗原一丁目、西栗原二丁目、東

原一丁目、東原二丁目、東原三丁目、東原

四丁目、東原五丁目、ひばりが丘一丁目、ひ

ひばりが丘二丁目、ひばりが丘三丁目、ひ

ぱりが丘四丁目、ひばりが丘五丁目、広野

緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁

目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、南栗原

一丁目、南栗原二丁目、南栗原三丁目、南

栗原四丁目、南栗原五丁目、南栗原六丁

目、明王、四ツ谷

綾瀬市

別表第一神奈川県第十四区の項中「相南一丁  
目」の下に「(一番から十八番までに限る。)」を、  
「相南二丁目」の下に「(二番から十二番まで、十  
七番及び二十五番から二十八番までに限る。)」  
を加え、「相南四丁目」を「(一番から二十六番

まで及び三十四番から四十七番までに限る。)」  
に改め、「松が枝町」を削り、同表神奈川県第  
十六区の項中「伊勢原市」を「伊勢原市」  
第十三区に属

しない区域に改め、同表神奈川県第十八区の  
項中「宮前区」を「宮前区に属しない区域」に  
改める。

別表第一富山县第一区の項を次のように改め  
る。

第一区  
富山市

相生町、綾田町一丁目、綾田町二丁目、綾

田町三丁目、青柳、青柳新、赤江町、赤

田、秋ヶ島、秋吉、秋吉新町、悪王寺、曙

町、朝日、旭町、安住町、愛宕町一丁目、

愛宕町二丁目、荒川、荒川一丁目、荒川二

丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁

目、荒川新町、荒町、新屋、有沢、有沢新

町、粟島町一丁目、粟島町二丁目、粟島町

三丁目、安養寺、安養坊、飯野、池多、石

金一丁目、石金二丁目、石金三丁目、石倉

町、石坂、石坂新、石坂東町、石田、石

屋、泉町一丁目、泉町二丁目、磯部町一丁

目、磯部町二丁目、磯部町三丁目、磯部町

四丁目、一番町、一本木、稻荷園町、稻荷

町一丁目、稻荷町二丁目、稻荷町三丁目、稻

荷町四丁目、稻荷元町一丁目、稻荷元町

二丁目、稻荷元町三丁目、犬島一丁目、犬

島二丁目、犬島三丁目、犬島四丁目、犬島

五丁目、犬島六丁目、犬島七丁目、犬島新

町一丁目、犬島新町二丁目、今泉、今泉西

新町、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町

二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯

野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野

新町四丁目、上飯野新町五丁目、上今町、  
上熊野、上榮、上庄町、上新保、上千俵  
町、上布目、上袋、上富居、上富居一丁  
目、上富居二丁目、上富居三丁目、上富居  
四丁目、上富居四丁目、上富居五丁目、下  
曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、  
下富居、下富居一丁目、下富居二丁目、下  
堀、城川原二丁目、城川原二丁目、城川原  
三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新  
町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁  
目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀  
座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁

寺、北押川、北新町一丁目、北新町二丁  
目、北代、北代、北代新、北代中部、北代東部、  
北代北部、北二ツ屋、木場町、経田、経  
堂、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁  
目、経堂四丁目、経堂新町、経力、金泉  
寺、銀嶺町、久郷、草島、楠木、窪新町、  
窪本町、公文名、栗山、吳羽野田、吳羽  
町、吳羽町北、吳羽町西、黒崎、黒瀬、黒  
瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、小泉町、  
永樂町、越前町、江本、荏原新町、鰐町、  
追分茶屋、大井、大泉、大泉北町、大泉中  
町、大泉東町一丁目、大泉東町二丁目、大  
泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一  
丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大江  
千、大江干新町、大島一丁目、大島二丁  
目、大島三丁目、大島四丁目、太田、太田  
町口通り一丁目、太田町通り二丁目、太田町  
通り三丁目、於保多町、太田南町、大塚、  
大塚北、大塚西、大塚東、大塚南、大手  
町、大場、大町、大宮町、奥井町、奥田寿  
町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥  
田町、押上、音羽町一丁目、音羽町二丁  
目、雄山町、海岸通、開発、掛尾栄町、掛  
尾町、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、金  
代、金屋、金山新、金山新北、金山新桜ヶ  
丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山  
新南、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町  
二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目、上飯  
野新町二丁目、上飯野新町三丁目、上飯野  
新町四丁目、上飯野新町五丁目、上今町、  
上熊野、上榮、上庄町、上新保、上千俵  
町、上布目、上袋、上富居、上富居一丁  
目、上富居二丁目、上富居三丁目、上富居  
四丁目、上富居四丁目、上富居五丁目、下  
曹町、下新本町、下新町、下野、下野新、  
下富居、下富居一丁目、下富居二丁目、下  
堀、城川原二丁目、城川原二丁目、城川原  
三丁目、庄高田、城北町、城村、城村新  
町、白銀町、新金代一丁目、新金代二丁  
目、新川原町、新桜町、新庄北町、新庄銀  
座一丁目、新庄銀座二丁目、新庄銀座三丁

庄本町三丁目、新庄町、新庄町一丁目、新庄町二丁目、新庄町三丁目、新庄町四丁目、新総曲輪、新千原崎、神通本町一丁目、新富町二丁目、新根塚町一丁目、新根塚町二丁目、新根塚町三丁目、新富居、新保、新名、杉瀬、杉谷、砂町、住友町、住吉、住吉町一丁目、住吉町二丁目、諏訪川原一丁目、諏訪川原二丁目、諏訪川原三丁目、清風町、関、千石町一丁目、千石町二丁目、千石町三丁目、千石町四丁目、千石町五丁目、千石町六丁目、千成町、千俵町、總曲輪一丁目、總曲輪二丁目、總曲輪三丁目、總曲輪四丁目、惣在寺、双代町、高木、高木西、高木東、高木南、高島、高園町、高田、高畠町一丁目、高畠町二丁目、高屋敷、宝町一丁目、宝町二丁目、田刈屋、館出町一丁目、館出町二丁目、辰尾、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、田中町一丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町四丁目、田中町五丁目、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、田畑、珠泉西町、珠泉東町、手屋、手屋一丁目、手屋二丁目、手屋三丁目、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、中間島一丁目、中間島二丁目、千代田町、原崎二丁目、茶屋町、中央通り一丁目、太郎丸本町二丁目、太郎丸本町三丁目、太郎丸本町四丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目、月岡東緑町二丁目、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目、月岡東緑町二丁目、月岡東緑町三丁目

町一丁目、西田地方町二丁目、西田地方  
町三丁目、西長江一丁目、西長江二丁目、  
西長江三丁目、西長江四丁目、西長江本  
町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野  
町二丁目、西野新、西番、西宮町、西二  
俣、西宮、蟻川、布市、布市新町、布瀬本  
町、布瀬町、布瀬町一丁目、布瀬町二丁  
目、布瀬町南一丁目、布瀬町南二丁目、布  
瀬町南三丁目、布目、布目北、布目西、根  
塚町一丁目、根塚町二丁目、根塚町三工  
目、根塚町四丁目、野口、野口南部、野口  
北部、野田、野中、野中新、野々上、野  
町、萩原、蓮町一丁目、蓮町二丁目、蓮町  
三丁目、蓮町四丁目、蓮町五丁目、蓮町六  
丁目、旅籠町、畠中、八川、八人町、八ヶ  
山、八町、八町北、八町中、八町西、八町  
東、八町南、花園町一丁目、花園町二工  
目、花園町三丁目、花園町四丁目、花木、  
羽根、浜黒崎、林崎、針日、針原中、針原  
町、晴海台、東石金町、東岩瀬町、東岩  
瀬村、東老田、東田地方町一丁目、東田地  
方町二丁目、東富山寿町一丁目、東富山寿  
町二丁目、東富山寿町三丁目、東中野町一  
丁目、東中野町二丁目、東中野町三丁目、  
東流杉、東町一丁目、東町二丁目、東町三  
丁目、日方江、久方町、日之出町、日俣、  
百塚、鶴島、ひよどり南台、平榎、平岡、  
開、開ヶ丘、平吹町、福居、富居栄町、不  
二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二  
越町、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園  
町、藤の木台一丁目、藤の木台二丁目、藤  
の木台三丁目、二口町一丁目、二口町二丁  
目、二口町三丁目、二口町四丁目、二口町  
五丁目、二俣、二俣新町、舟橋今町、舟橋

古町、舟橋南町、古鍛冶町、古川、古沢、  
古寺、文京町一丁目、文京町二丁目、文京  
町三丁目、別名、星井町一丁目、星井町二  
丁目、星井町三丁目、堀、堀川小泉町、堀  
川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川  
本郷、堀川町、堀端町、本郷、本郷島、本  
郷新、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本  
郷北部、本郷町、本町、本丸、牧田、町  
新、町袋、町村、町村一丁目、町村二丁  
目、松浦町、松木、松木新、松若町、丸の  
内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、  
三上、水落、水橋池田館、水橋池田町、水  
橋石政、水橋石割、水橋伊勢屋、水橋伊勢  
領、水橋市江、水橋市田袋、水橋入江、水  
橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋川原町、水  
橋魚躬、水橋大町、水橋沖、水橋時崎、水  
橋開発、水橋開発町、水橋鏡田、水橋塚  
塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜木、水  
橋佐野竹、水橋山王町、水橋下段、水橋柴  
草、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂  
子坂新、水橋常願寺、水橋小路、水橋上条  
新町、水橋新保、水橋新堀、水橋専光寺、  
水橋大正、水橋高月、水橋高寺、水橋高  
堂、水橋館町、水橋田伏、水橋辻ヶ堂、水  
橋中馬場、水橋中町、水橋中村、水橋中村  
町、水橋入部町、水橋嵐等、水橋番頭名、  
水橋平櫻、水橋平塚、水橋二杉、水橋二ツ  
屋、水橋曲淵、水橋町、水橋町袋、水橋的  
場、水橋柳寺、緑町一丁目、緑町二丁目、  
湊入船町、南金屋、南栗山、南新町、南田  
町一丁目、南田町二丁目、南中田、宮尾、  
宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮保、宮





官 報 (号 外)

番八号まで、一番四十四号から一番四十四号まで、三番五号から三番二十四号まで及び三番三十八号から三番五十四号までに限る)、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目、桧原四丁目、桧原五丁目、桧原六丁目、桧原七丁目、大平寺一丁目、大平寺二丁目、大字柏原、柏原一丁目(一番から二十五番まで及び二十七番から五十三番までに限る)、柏原三丁目、柏原四丁目、柏原五丁目、柏原六丁目、柏原七丁目

第三区 福岡市  
城南区 第二区に属しない区域  
早良区  
西区  
糸島市  
別表第一福岡県第五区の項中「筑紫野市」を  
南区 第二区に属しない区域 に改める。  
筑紫野市  
内」を「小郡支所管内  
滑石支所管内」に改め、同表長崎県第  
二区の項中「西海市」を削り、同表長崎県第  
三区の項中「東彼杵郡」を「東彼杵郡  
北松浦郡」に改め、同表長崎県第四区の項中「北松浦郡」を  
「西海市」に改める。

別表第一 熊本県第一区の項から熊本県第四区の項までを次のように改める。											
第一区				第二区				第三区			
熊本市		中央区		東区		西区		南区		北区	
球磨郡	葦北郡	八代郡	宇城郡	上天草市	天草市	水俣市	人吉市	阿蘇郡	菊池市	阿蘇郡	鹿児島市
郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	郡	市	郡	市

第四区		第三区		第二区		内	
垂水市	西之表市	鹿屋市	いちき串木野市	阿久根市	奄美市	「桜島支所管内」	別表第一熊本県第五区の項を削る。
			さつま町	指宿市	南九州市	「郡山支所管内」	別表第一鹿児島県第一区の項中「桜島支所管内」を明野支所管内に改める。
			日置市	大島郡	南九州市		二区の項から鹿児島県第四区の項までを次のように改める。
			出水市	伊佐市	枕崎市		
			薩摩川内市	姶良市	指宿市		
			出水郡	姶良郡	鹿児島市		
			いちき串木野市	日置郡	第三区	第一区に属しない区域	

曾於市  
霧島市  
志布志市  
曾於郡  
肝属郡  
熊毛郡  
別表第一鹿兒島県第五区の項を削る。  
第二条中公職選挙法別表第二の改正規定を次のように改める。  
別表第二東北の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表北関東の項中「三十人」を「十九人」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「二十八人」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「二十人」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。  
附則第一条ただし書中「第二条」の下に「並びに附則第四条、第六条及び第七条」を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条）を「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条）に改める。  
附則第三条を削る。  
附則第四条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八条第二項及び第一百七十五条第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙につ

第二条中公職選挙法別表第一の改正規定を次のように改める。

前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五

下この条において「基準日」という。現在によつたものであつて、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表で定

にてはを

この法律は、公布の日から施行する。

(国會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第七条 国會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条中「数開票区」を「開票区」に、「においては」を「には」に改める。

同報告書  
三六  
項」を「から第五項まで」と改める。  
(国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

「第一回」のことを例にとって、この結果は、いわゆる「序文」を削る。

附則第四条、第六条及び第七条」を加え、「同条の規定による改正後の公職選挙法(附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。)第十三条第一項に規定する法律の施行の日(附則第四条を「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の公布の日から起算して一月を経過した日(附則第三条及び第四条)に改める。

附則第四条中「新公職選挙法の規定は、」を「第二条の規定による改正後の公職選挙法（以下この条及び次条において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第十八条第二項及び第一百七十五条第五項の規定を除く。）は、衆議院議員の選挙につ

3 附則第六条の規定による改正後の最高裁判所  
裁判官国民審査法(昭和二十一年法律第百三十二  
六号)。以下この項において「新国民審査法」とい  
う。)第五条の二第三項から第五項まで(これら  
の規定を新国民審査法第五条の三第一項から第  
四項まで及び第十六条の二第二項において準用  
する場合を含む。)及び第五十四条第二項の規定  
は、一部施行日以後その期日を告示される審査  
について適用し、一部施行日の前日までにその  
期日を告示された審査については、なお従前の  
例による。

附則第四条を附則第三条とし、同条の次に次の  
一条を加える。

(新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画そ  
の他の区域は、平成二十九年四月十九日(以  
他の区域の取扱い)

第四条 新公職選挙法別表第一に掲げる行政区画

新公職選挙法第十八条第二項及び第百七十五条第五項の規定並びに附則第七条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)第十九条の規定は、一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によ

**第六条** 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

第五条の二第三項中「又は総合区」を「総合区」とする。第五条の二第三項中「又は総合区」を「(総合区)を含む。次項及び第五項において同じ。」に、「数町村」を「数市町村」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条第四項中「又は総合区」を削り、「数町村」を「数市町村又は指定都市の数区」に、「を区域とする」を「の全部又は一部を合わせて設けた」に改め、同条に次の二項を加える。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨  
本案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代

を受けた場合には、直ちに、その旨を数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区の開票管理者に通知しなければならない。

とおりである。  
1 衆議院議員の選挙区に関する事項  
(一) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び  
公職選挙法の一部を改正する法律(以下「平  
成二十八年改正法」という)。附則第二条の



文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき有限る。

前項本文の規定により引き続き一時保護を行つた場合において、第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続いての一時保護を却下する」に対する審判が確定した」とする。

第三十三条の六第四項中「第三十三条第六項第一号」を「第三十三条第八項第二号」に改め。第三十三条の七中「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)」を「児童等」に改める。

第三十三条の十第三号中「児童の」を「児童に」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条第一項中「保健師」を「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改め

る。

第十二条の四第一項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加え、「児童福祉法第十八条の規定によるものに限る。」を削り、「探られ」の下に「又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加え、同条第五項中「児童福祉法第二十八条の規定による」を削り、「変更された場合」の下に「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合」を加え、「全部又は全部若しくは」に改め、「探られ」の下に「又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われ」を加え、「同条第二項」を「同法第二十八条第二項」に改め、「審判」の下に「又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判」を加え、同条第六項中「都道府県知事」の下に「又は児童相談所長」を加える。

の法律による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。)第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護であつて、当該一時保護を開始した日から二月を超えているものについてのこの法律による改正後の児童福祉法第三十三条第五項の規定による引き続いての一時保護を行つた日(引き続いての一時保護を行つた日から二月を経過するとの日を含む。)において、旧児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の一時保護が開始されたものとみなす。

第二百三十五条中「当該審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。」及び都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件を「都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件」に改める。

第三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第四条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十八条に次の二号を加える。

五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の」に改める。

第六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

第三十三条第十項に、「第三十三条第六項から第九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

第十六条第二項中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十項」に、「第三十三条第六項から第十九項まで」を「第三十三条第八項から第十一項まで」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二百二十八条の二 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認

第五条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改める。

別表第一の百二十七の項中「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、同表の百二十八の項の次に次のように加える。

「歯科医師、保健師、助産師、看護師」に改め

百二十八の二 続いての一時保護についての承認

児童福祉法第三十三条第五項

官 報 (号外)

理由

虐待を受けている児童等の保護を図るために、児童福祉法第二十八条の保護措置の手続において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができるとしている等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、虐待を受けている児童等の保護を図るために、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 家庭裁判所は、虐待を受けている児童等について里親委託、施設入所等の措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県等に対し、保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができるものとともに、勧告を行つた上で申立てを却下する審判をする場合においても、家庭裁判所は、都道府県等に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができるものとすること。
- 2 家庭裁判所は、1による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとすること。
- 3 二月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合は、都道府県知事等は、家庭裁判所の承認を得なければならぬものとすること。
- 4 都道府県知事等は、児童虐待を受けた児童について保護者の同意の下で里親委託、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合にも、児童虐待を行つた保護者

が児童の身边につきまつてはならないこと等を命ずることができるものとすること。

5 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

虐待を受けている児童等の保護を図るために、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年五月三十一日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、児童の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 家庭裁判所の研修内容に、子どもの権利や児童福祉についてのソーシャルワーカーの研修を組み込む等、人材育成に努めること。
- 2 一時保護所においては、多様な背景を持つ児童の心の安定が保たれ、プライバシーに関して十分な配慮が払われるよう、個室化等の環境の改善を図ること。
- 3 民間NPO等への一時保護委託の活用を進める
- 4 親子の再統合を支援するため、児童相談所の体制整備を進めるとともに、保護者に対する力

ウンセリング、依存症等の必要な治療、家庭内の子どもに係る衣食住を含む日常生活についての指導など、養育環境の計画的な改善を図ること。

5 DV被害者が子どもを連れて婦人相談所に来

た場合は、子どもに対する直接的な虐待がないとされる場合も面前DVの疑いについて児童相談所に連絡し、その後の対応について、一時保護委託先として取り扱うことも含めて検討し、連携を図ること。

6 虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。

7 児童心理治療施設については、各都道府県一施設を早期に実現するとともに、児童の良好な成育環境を提供できる人材の育成と専門職の確保に努めること。

8 児童相談所、婦人保護施設、NPO等の支援団体等が相互に連携する体制について検討を加え、適切な措置を講じること。

9 予期せぬ妊娠をした妊婦や養育困難と見込まれる妊婦に対する支援については、妊娠中から特別養子縁組も視野に入れて児童相談所や民間団体との連携を深めること。

10 児童虐待対応が必要な家庭に関する情報について、児童相談所と警察や医療機関等が全件共有できるよう必要な検討を行うとともに、転居時の対応や今後の政策立案にも活用すること。

官 報 (号 外)

平成二十九年六月一日 衆議院会議録第三十号

明治三十五年三月三十日  
第一種郵便物認可日

發行所
二東京一 番五〇 五番五 都港五 行虎ノ 政法人 園丁目 立刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 (本体 二二〇円)